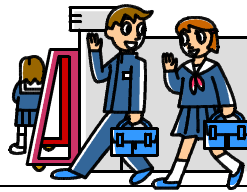


進路だより

No. 5



新宿区立落合中学校

2021年5月31日(月)

知っておきたい入試用語(私立高等学校編)

今後の進路の取り組みでよく使われる用語です。進路だよりにもたびたび登場する用語なので、しっかりと理解し覚えておきましょう。

・今年の入試は、『令和4年度(2022年度)入試』

今年度は令和3年度ですが、来春入学する生徒のための入試ということで、令和4年度(2022年度)を用います。

・『受験』と『受検』

『受験』は私立高校の入試に用います。一方、『受検』は都立高校の入試に用います。都立高校の場合は試験のことを『学力検査』と呼んでいるのが理由です。

・『私立推薦』

推薦入試(単願)とは、原則として在籍している中学校の校長推薦が必要です。志望する高校が定めた内申などの基準を満たしており、合格したら必ず入学することを条件に学力検査によらない選抜(適性検査を実施する場合があります)を行う制度です。

・『第一志望優遇措置』

一般入試において、合格すれば必ず入学することを条件として、入試の得点に加点してもらったり、ボーダーライン上で優遇してもらったりする入試制度です。推薦基準には届かないが、その高校への入学を強く志望する受験生はこの制度を利用します。

・『併願優遇』

第二志望優遇措置(併願優遇)は、他校が第一志望で、その第一志望校が不合格になった場合は必ず入学することを条件に入試得点に加点して優遇してもらう制度です。第一志望校を公立高校に限定する場合(「公立併願」と呼ばれます)、私立高校も認める場合など、その高校によって異なります。

・『私立推薦と第一志望優遇、併願優遇の基準』

私立高校を推薦や第一志望優遇、併願優遇の制度を利用して受験するには、私立高校側が示す基準を満たす必要があります。その基準は「国語」「数学」「英語」の3教科合計や「社会」と「理科」を合わせた5教科合計、9教科すべての合計など数値的なもので提示されるのが一般的です。遅刻や欠席数の基準のある高校もあります。→正式な基準は例年10月から11月にかけて私立高校から提示されます。

・『再受験優遇』

推薦入試で不合格になった場合、一般入試で再チャレンジする際に優遇される制度です。

・『素内申』

調査書の各教科の評定の数字を単純合計した数値のことです。主に、私立高校の推薦入試や第一志望優遇、併願優遇の基準として使われます。→詳しくは後日発行します進路だよりで説明します。

・『**加点優遇**』

推薦基準や第一志望優遇、併願優遇などで、内申基準を満たしていない場合、英語検定や数学検定、漢字検定などの検定資格や、生徒会活動、部活動などの諸活動、皆勤などの出席状況を評価して、内申点に加点されることです。

・『**スライド合格**』

複数のコースがある場合に、受験した上位のコースの合格ラインに達しなかったため不合格になっても、下位のコースの合格ラインに達していれば、下位のコースで合格する仕組みのことをいいます。逆に下位のコースを受験し、上位のコースにスライド合格できる高校もあります。

・『**チャレンジ受験**』

推薦入試等で合格した後、合格の資格を保有したまま一般入試で上位のコースを受験できる制度のことを言います。多くの場合、チャレンジ受験にかかる受験料は免除されます。

・『**適性検査**』

もともと、美術や音楽、体育などの専門的な学科やコース制で行う実技試験のことを指していました。学力検査が知識・技能を測ることを重視するのに対し、適性検査では、各高校側が求める思考力・判断力・表現力といった総合的な適性を測ることを重視します。一般的には「国語」、「数学」、「英語」の3科の適正検査が行われます。

・『**作文**』と『**小論文**』

作文は、ある題材（『高校生活の抱負』）が与えられ書くものです。一方、小論文は、文章やグラフ、図表などの資料が与えられ、そこから読み取れる内容やそれについての自分の考えや意見を述べるものです。したがって、資料を読み取る能力や、考えを伝えるためのより豊かな表現力が要求されます。また、高校によっては、理科や社会などの学習に対する知識や英語での解答を求められることもあります。

・『**学校説明会**』・『**個別相談**』

9月から11月にかけて、高校が受験生や保護者を対象に行う入試に関する説明会のことです。最新の情報や受験情報誌には載っていない細かい情報を直接聞くことができる絶好の機会です。個別相談では本人の1学期の成績を参考に、より具体的な相談をすることができます。なお、個別相談を受けていることが推薦や併願優遇制度を利用する条件になっている高校もあります。

※中学校の教員を対象とした「入試相談」とは異なります。

・『**入試相談**』

12月15日以降、中学校の教員と私立高校の担当者(主に教員)が推薦や併願優遇制度を利用した受験に関する相談を行います。都内の私立高校では、受験生本人と高校とが直接入試相談はできないことになっています。希望者は事前に担任に相談してください。

次号は、「知っておきたい入試用語（都立高校編）」をお送りします。